

# 福山市一般介護予防事業（健康教室）実施要綱

## （事業の目的）

第1条 福山市一般介護予防事業（健康教室）（以下「事業」という。）は、地域の互助を活かし高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施する中で高齢者の自主性を育て、可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進することを目的とする。

## （実施主体）

第2条 事業の実施主体は福山市とする。

## （対象者）

第3条 この事業の対象者は、福山市在住の高齢者とする。

## （事業の内容・回数）

第4条 要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防は、適度な運動・質の良い食生活・体調管理が重要となってくるとの考え方のもと、高齢者が積極的・継続的に参加可能な教室等を次のとおり定期的・継続的に実施する。また、併せてフレイル予防に関する啓発等を実施する。

- (1) 運動に関する教室（以下「運動教室」という。）（1会場年12回以内）
- (2) お口の健康に関する教室（以下「口腔教室」という。）（1会場年2回）
- (3) 食に関する教室（以下「栄養教室」という。）（1会場年2回）
- (4) 運動教室に、その他の介護予防に資する活動を組み合わせることができる教室（以下、「追加プログラム」という。）（必要に応じて実施）

## （事業の実施時間）

第5条

### （1）運動教室を実施する場合

1教室1回あたり90分程度とする。ただし、1日に2つの教室を実施する場合は、1教室あたりそれぞれ60分とし、瀬戸老人福祉センターで実施する場合は1教室1回あたり60分程度とし、走島町の会場で実施する場合は1教室1回あたり40分程度とする。

### （2）口腔教室及び栄養教室を実施する場合

1教室1回あたり60分程度とする。

### （3）追加プログラムを実施する場合

1教室1回あたり90分程度とする。

## （実施場所）

第6条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) ふれあいプラザ
- (2) 老人福祉センター
- (3) 交流館
- (4) 集会所
- (5) 市長が特に必要と認める場所

## （事業の委託）

第7条 市長は、市内に指定介護予防サービス事業所を有する法人等又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実施実績等を実施する法人等であって、事業

が円滑且つ適正に運営できると判断した市内に事業所を有するもの(以下「受託機関」という。)に委託するものとする。

- 2 受託機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、追加プログラムに限り、再委託により実施できるものとする。

(受託機関の決定)

第8条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、応募のあった事業所のなかから円滑且つ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として決定するものとする。

(受託機関の責務)

第9条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な専門職員を配置しなければならない。

- 2 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備するとともに、事故等発生時については、速やかに対応するとともに市へ電話連絡及び事故報告書を提出しなければならない。

(委託料)

第10条 委託料の額は次のとおりとする。

- 2 運動教室は、事業実施1回あたり22,000円とし、事業実施回数を乗じた額とする。
- 3 口腔教室は、事業実施1回あたり18,000円とし、事業実施回数を乗じた額とする。  
ただし、事業実施にあたり言語聴覚士又は歯科衛生士の資格を有する者が2名以上従事した場合に限り、その時の委託料の額は1回あたり22,000円とする。
- 4 栄養教室は、事業実施1回あたり18,000円とし、事業実施回数を乗じた額とする。  
ただし、事業実施にあたり管理栄養士の資格を有する者が2名以上従事した場合に限り、その時の委託料の額は1回あたり22,000円とする。
- 5 走島町において事業を行った場合は、第2項から第4項の額に1回につき4,920円を加算する。
- 6 その他、第1条の目的を達成するために市が必要と認める出務等が生じた場合又は、前5項に掲げる委託料に準じた額を支払うことができるものとする。
- 7 第4条第1号に規定する事業の実施にあたり、受託機関が開催の予定を記載したチラシを作成した場合は、チラシの作成実績に応じて1枚につき実費相当分を計上する。なお、チラシの部数は、第6条に規定する実施場所からの申告数を勘案し、市が認めた部数を上限とする。
- 8 第4条第1号に規定する事業の実施にあたり、受託機関が参加者へ問診票を配布した場合は、参加者数の実績に応じて1枚につき実費相当分を計上する。
- 9 追加プログラムは、予算の範囲内において、事業実施1回あたり市が別に定める額とする。

(利用者負担)

第11条 事業の利用者負担は、無料とする。

(企画・調整等)

第12条 事業の企画及び運営にあたり、市及び地域住民は地域の実態に応じて福山市運動普及推進員連絡協議会、福山市食生活改善推進員協議会等のボランティア団体や老人クラブ連合会、福祉を高める会、自治会連合会等の地域の関係機関・団体と連携するなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

(個人情報の保護)

第13条 受託機関は、この事業へ従事し知りえた個人に関する情報は、他人に漏らしてはならないものとする。また、本事業との関わりを退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 本要綱の設置に伴い、福山市介護一次予防事業実施要綱を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2024年（令和6年）2月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。